

特定事業所集中減算

*この動画は、「VOICEVOX:波音リツ」を使用して作成しています。

特定事業所集中減算とは

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）の第三の13に規定

	判定期間	提出期限	減算適用
前期	前期(3月1日から同年8月31日まで)	9月15日	10月1日から翌年3月31日まで
後期	後期(9月1日から翌年2月末日まで)	3月15日	4月1日から同年9月30日まで

- ◆毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、**訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護**(以下、「訪問介護サービス等」)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出してください。
- ◆それぞれ最も紹介数の多い法人(以下、「紹介率最高法人」)を位置付けた居宅サービス計画の割合を計算してください。
- ◆紹介率最高法人へ**80%を超えて**計画を作成した居宅サービスがある事業所は、**市への届出が必要**です。提出期限までに後述する「特定事業所集中減算チェックシート」のうち必要な書類を提出してください。80%を超えない場合は提出は不要ですが、当該書類を2年間保存してください。

特定事業所集中減算とは

◆正当な理由なく80%を超えた場合は、減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位を減算することになります。

◆正当な理由とは

- (1)居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- (2)特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- (3)判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (4)判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- (5)サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
- (6)地域ケア会議等（保険者や地域包括支援センターが関与する会議を含む）において、当該居宅サービス計画の支援内容について意見や助言を受けた場合
- (7)事業所の被災等により、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合

特定事業所集中減算チェックシートについて

【様式1】

特定事業所集中減算 チェックシート (提出用 兼 保存用)

令和 8 年 9 月 1 日

松阪市長 あて

法人名	松阪介護有限会社
法人住所・電話番号	松阪市殿町1340番地1 TEL0598-53-4190
代表者の職種・氏名	代表取締役 松阪太郎
事業所番号	2 4 7 0 x x x x x x
事業所名	指定居宅介護支援センター松阪介護
事業所住所・電話番号	松阪市殿町1340番地1 TEL0598-53-4190
事業所管理者名	松阪 太郎

判定期間	令和8年度 (前期 後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
①居宅サービス計画の総数			128	130	129	128	132	132	779
②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数			50	51	51	50	52	52	306
③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数			13	14	14	12	14	14	81
紹介率最高法人の名称	医療法人嬉野三雲会								
住所	松阪市嬉野町1434番地								
事業所名	ヘルパーステーションうれしの								
事業所名2	ヘルパーステーションみくも								
④割合 (B÷A×100)			単位: %						26.470588
⑤80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、別紙、様式2を添付すること。									
②通所介護を位置付けた居宅サービス計画数			51	53	53	53	49	51	310
③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数			18	18	18	18	16	17	105
紹介率最高法人の名称	株式会社いいか宮前								
住所	松阪市飯高町宮前180番地								
事業所名1	森デイサービス								
事業所名2									
④割合 (D÷C×100)			単位: %						33.870968
⑤80%を超えている場合で、正当な理由がある場合は、別紙、様式2を添付すること。									

【様式1】

- ◆法人や事業所情報を記載。
- ◆①居宅サービス計画の総数…各月の利用者の人数（給付管理が行われた利用者の数）を記入。
- ◆②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数…各月の利用者のうち、訪問介護を利用している人数を記入。
- ◆③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数…各月の訪問介護サービス利用者のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している利用者の数を記入。
- ◆紹介率最高法人の名称や住所、事業所名を記載する。
- ◆通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護についても同じように記入する。
- ◆各月の数を入力すると、合計数、割合はエクセルの式により自動で算出される。

特定事業所集中減算チェックシートについて

【様式2】
特定事業所集中減算理由書

位置付けたサービス種類 (該当に○)	・訪問介護 ・通所介護・ 福祉用具貸与 ・地域密着型通所介護
法人の名称	松阪介護有限会社
法人の所在地	松阪市殿町1340番地1
居宅介護支援事業所名	指定居宅介護支援センター松阪介護

(1)	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。 (該当する ・ 該当しない) 該当する場合は、当該事業所の番号及び名称を下記に記載すること。 ・ 事業所番号： 事業所名： ・ 事業所番号： 事業所名： ・ 事業所番号： 事業所名： ・ 事業所番号： 事業所名：
(2)	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である。 (該当する ・ 該当しない)
(3)	判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数が20件以下である。 (該当する ・ 該当しない) 該当する場合は、当該件数を下記に記載すること。 延べ件数： ÷ ヶ月 = 件
(4)	判定期間の1月あたりの特定事業所集中減算の対象となる居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとにみた場合に平均10件以下である。 (該当する ・ 該当しない)
(5)	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案し、利用者に対して複数の事業所を紹介したうえで、集中している場合。 集中したサービスごとの対象件数は、次の①～③です。 ① 判定期間中に新規に居宅サービス計画を作成した件数： 9件 ② 判定期間中に利用者が区分変更認定を受けた件数： 3件 ③ 判定期間中に利用者が更新認定を受けた件数： 5件 ※上記計画にかかる利用者から得た確認書【様式3】については、事業所に保管し、市から求めがあった場合は提示すること。該当者一覧【様式4】のみ提出すること。
(6)	地域ケア会議等（保険者や地域包括支援センターが関与する会議を含む）において、当該居宅サービス計画の支援内容について意見や助言を受けた計画がある場合 該当計画数 0件 当該計画について意見等を受けた会議名称及びその日を記載した資料（任意様式）を添付すること。
(7)	事業所の被災等により、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合。 ※ サービス種類ごとに作成してください。 ※ 欄が不足する場合は、適宜作成してください。 ※ (3)の延べ件数とは、【様式1】の①居宅サービス計画の総数と同じ。

【様式2】

- ◆ 正当な理由なく80%を超えた場合は、特定事業所集中減算適用となります。
- ◆ 80%を超えているが正当な理由がある場合は、該当サービスについて「特定事業所集中減算理由書【様式2】」を作成し、提出してください。
- ◆ (1)～(7)の正当な理由のうち、どれにあたるのか、件数等詳細を記載してください。

特定事業所集中減算チェックシートについて

【様式3】 居宅サービス事業所の選択に関する説明に係る確認書

1 サービス名： 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 地域密着型通所介護
(該当サービスに○してください)

2 利用者がサービス事業所を選択する主な理由： 新規 ・ 区分変更 ・ 更新

3 説明を受けた居宅サービス事業所名等

訪問介護		通所介護	
1	事業所名 法人名	1	事業所名 法人名
2	事業所名 法人名	2	事業所名 法人名
3	事業所名 法人名	3	事業所名 法人名
利用者がサービス事業所を選択する主な理由		利用者がサービス事業所を選択する主な理由	

福祉用具貸与		地域密着型通所介護	
①	事業所名 法人名	1	事業所名 法人名
2	事業所名 法人名	2	事業所名 法人名
3	事業所名 法人名	3	事業所名 法人名
利用者がサービス事業所を選択する主な理由		利用者がサービス事業所を選択する主な理由	

用具の取り扱い数が多く、多角的な視点から今の状態に合ったものを選んでもらえそうだから。

4 説明日： 令和8年7月1日

5 説明者： 介護支援専門員氏名 松阪 花子

6 利用者の確認：
私は、上記の居宅サービスの提供を受けるに当たり、3に記載の事業所を紹介され、比較検討した結果、事業所を選択しました。
令和8年 7月 1日
利用者氏名： 横田 二郎 (記名・押印 又は 署名)

【留意事項】
※ 80%を超えたサービスのみご記入ください。
※ 少なくとも3事業所はご記入ください。欄が不足する場合は、行を追加してください。
※ 利用者が選択した事業所の番号に、○印を付けてください。
※ 1～5までは、居宅介護支援事業所が記載してください。
※ 作成後は事業所で保管し、市から依頼があった時に提示又は写しを提出してください。

【様式3】

- ◆ 正当な理由(5)に該当するとき、利用者がサービス事業所を適切に選択・決定されたことが分かる書類として「居宅サービス事業所の選択に関する説明に係る確認書【様式3】」を、市から依頼があった時に提示又は写しを提出できるようにご用意ください。
- ◆ 1～5は居宅介護支援事業所が記載し、6(赤丸)は利用者様に記名してもらう箇所です。

特定事業所集中減算チェックシートについて

【様式4】
理由(5)該当者一覧表

法人名	松阪介護有限会社
事業所名	指定居宅介護支援センター松阪介護
事業所番号	2470XXXXX
判定期間	令和8年度 前期分

(前期・後期をご記入ください)

※当該判定期間中に新規・区分変更・更新した利用者に「正当な理由⑤」に該当する利用者をご記入ください。

※後日、事業所で保管してみえる該当者の確認書（様式3）のコピー等を追加資料として提出していただくことがあります。

※欄が不足する場合はコピー等で作成してください。

	該当者（利用者）名	新規・区分変更・更新の別	該当するサービス種別（○を記入）			
			訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型通所介護
1	○○ ○○	新規			○	
2	××× ××	新規			○	
3	△ △△	新規			○	
4	○○ ○○	新規			○	
5	××× ××	新規			○	
6	△ △△	新規			○	
7	○○ ○○	新規			○	
8	××× ××	新規			○	
9	△ △△	新規			○	
10	○○ ○○	区分変更			○	
11	××× ××	区分変更			○	
12	△ △△	区分変更			○	
13	○○ ○○	更新			○	
14	××× ××	更新			○	
15	△ △△	更新			○	
16	○○ ○○	更新			○	
17	××× ××	更新			○	
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

【様式4】

- ◆ 正当な理由(5)に該当するときは、「理由(5)該当者一覧表【様式4】」を作成し、提出してください。
- ◆ 判定期間中に新規・区分変更・更新した利用者に正当な理由(5)に該当する利用者を記入してください。

特定事業所集中減算チェックシート(様式1)を作成。

全サービスの割合が、80%以下の場合

いずれかのサービスの割合が80%を超えた場合

特定事業所集中減算
チェックシート【様式1】
を少なくとも2年間、事業
所で保存。

【様式1】に加えて

- 割合が80%を超えたサービスについて「特定事業所集中減算理由書【様式2】」を作成し、提出してください。
- 理由が(5)に該当するときは、「居宅サービス事業所の選択に関する説明に係る確認書【様式3】」と「理由(5)該当者一覧表【様式4】」を作成し、【様式4】を提出してください。
- 理由が(6)に該当するときは、当該計画について意見等を受けた会議名称及びその日を記載した資料（任意様式）を添付してください。

会計検査院からの指摘

(介護保険最新情報 Vol.1304 令和6年8月13日
居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について より)

■以下の①、②により割合が80%を超えなかったことから特定事業所集中減算を適用していなかったことにより、介護給付費を過大に算定していたケースがあったと指摘。

① 訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）を過大に集計していた。

- ・ 居宅サービス計画ごとに各月1人1件として数えるべきところ、1件の居宅サービス計画で訪問介護サービスを提供する事業所が複数である場合に訪問介護事業所ごとに計画数を重複して数えたことにより実際の計画数を上回る集計となっていた。

② 訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）を過少に集計していた。

- ・ 紹介率最高法人の運営する訪問介護事業所が複数ある場合に、一部の訪問介護事業所に係る計画数しか集計していなかった。
- ・ 他の市区町村に所在する同じ法人が運営する事業所に係る計画数を集計していなかった。
- ・ 居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護事業所があるのに、これを除いて計画数を集計していた。

数え方について

		サービス	法人	事業所	サービス	法人	事業所
1	○さん	訪問介護	法人 1	A事業所			
2	◎さん	訪問型サービス	法人 1	B事業所			
3	□さん	訪問介護	法人 2	C事業所			
4	☆さん	訪問介護	法人 1	A事業所	訪問介護	法人 1	B事業所
5	▽さん	通所介護	法人 3	D事業所			
6	◇さん	訪問介護	法人 1	A事業所	訪問介護	法人 2	C事業所

居宅サービス計画の総数 5件 …介護予防サービス計画数は含めない。

うち訪問介護計画を位置付けた総数 4件

そのうち、紹介率最高の法人 3件 …利用者が2つの事業所を利用している場合、同一法人の事業所の場合は利用法人としては1カウント。異なる法人の事業所の場合は、それぞれの法人で1カウントずつ数える。

通所介護等における取扱いについて

通所介護及び地域密着型通所介護(以下、「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

介護保険最新情報 Vol.553 平成28年5月30日

居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて より

- もちろん通所介護と地域密着型通所介護とを分けて判定することも可能です。
- 通所介護と地域密着型通所介護それぞれで計算する方法、又は合算して計算する方法、どちらの方法で計算するか事業所で判断し、明確にしてください。

※合算した場合は、【様式1】の通所介護欄近辺の余白にその旨記載し、通所介護欄に数値を記入してください。

【通所介護】

(A)通所介護を位置付けた居宅サービス計画数：154件…① → ②128 ÷ ①154 ÷ 0.83(83%)
 うち、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数：128件…②

【地域密着型通所介護】

(B)地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数：10件…① → ②3 ÷ ①10 ÷ 0.3(30%)
 うち、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数：3件…②

(C)通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数：154+10=164 …① → ② 131 ÷ ① 164 ÷ 0.79(79%)
 うち、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画：128+3=131 …②

○それぞれで計算する方法 (A)(B)を選択している事業所は、書類の提出が必要です。

○合算して計算する方法 (C)を選択している事業所は、書類の提出は不要です。

提出について

	判定期間	提出期限	減算適用
前期	前期(3月1日から同年8月31日まで)	9月15日	10月1日から翌年3月31日まで
後期	後期(9月1日から翌年2月末日まで)	3月15日	4月1日から同年9月30日まで

- 毎年度 2 回、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の割合を確認してください。
- 紹介率最高法人へ**80%を超えて**計画を作成した居宅サービスがある事業所は、提出期限までに特定事業所集中減算チェックシートのうち**必要な書類(8ページに記載)**を提出してください。
- **80%を超えない場合は提出不要**ですが、書類を2年間保存してください。
- 提出フォーム <https://logoform.jp/form/TY2e/25250> よりご提出ください。
- 松阪市特定事業所集中減算についてのHP
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kaigohoken/syutyugensan-saishin.html>
- 運営指導の際には、80%を超えていない場合でも特定事業所集中減算チェックシートを確認させていただきます。いつでもご提示いただけますよう、ご準備をお願いします。